

マッカーサー元帥が当然視した 「日本人による憲法」

森 清勇 陸自62

安倍晋三首相は今年、憲法改正について頻繁に発言している。憲法施行70年の節目や、改憲が党是のこともあるが、より強く決意させているのは予測される国際情勢の激動に適切に対応する必要性の認識であろう。

元日に国民向けに発表した年頭所感。1月5日の自民党本部での仕事始めの挨拶。その後は通常国会で、「新しい時代にふさわしい憲法はどんな憲法か。今年はいよいよ議論を深め、だんだん姿・形を私たちが作っていく年にしていきたい」と、正面から積極的

に発言している。
しかも、「戦後のその次の時代を拓く。未来への責任を果たさなければならぬ」と強く決意している」と語り、「本年、……日本を世界の真ん中で輝かせるために新たな国づくりを本格的に始動します。この国の未来を拓く1年とする」と、「戦後70年」に区切りをつけ、「ポスト戦後」の新時代（こ

首脳会談を行い、日米同盟の重要性とともに、両国の防衛能力強化で一致したこともあり、「日本人による、日本人のための、日本人の憲法」の必要性が一層高まったと言えよう。

元帥の意に反する「憲法の存続」

現憲法の由来を江藤淳の『1946年憲法―その拘束―』で、いま一度確認しておきたい。なお、江藤氏は「日本国憲法」とは呼べないとして「1946年憲法」と称した。

マッカーサー元帥は日本が封建的であるとみていた。そこで占領開始直後の東久邇宮内閣の近衛文麿副総理兼国務相を招き、「第一、憲法ハ改正ヲ要スル。改正シテ自由主義的要素ヲ十分取り入レナケレバナライ。第二、議會ハ反動的デアアル。……コレヲ避ケルタメニハ選挙権ヲ拡張シナケレバナライ。ソレニハ①家庭、婦人参政権ヲ認メルコト②労務、物ヲ生産スル労働者ノ権利ヲ認メルコト」(前掲書、以下同)であると述べている。

続けて、「自分ハ日本ノ憲法乃至法律上ノコトハ宜ク知ラナイ。唯日本ニ戦争ニ乘リ出サセテ権力アリトスレバ、コノ種ノ問題ヲ解決スル措置ヲ講ズベキ権力モアルベキダラウト考ヘル。……端的ニ言ツテ、日本ノ議會モ日本ノ官吏モ唯連合国ノ意思ノ下ニ

ミ存在シ得ルノデアアル。吾々ハ日本ノ政府ニ依リ合理的ナ過程ヲ以テ所要ノ措置ガ講ゼラレルコトヲ希望スル」とも語っている。

「連合国の意思の下にのみ存在し得る」とは、GHQ(連合国軍最高司令部)が絶大な権力を持つているという圧力であるが、一方で「合理的な過程を以て」というように、民主主義的手段を歓迎する意向も示した。

そう言いながら、「之ハデキルダケ急速ニ行ハレナケレバナライ。然ラザレバ摩擦ヲ覚悟シテモ吾々自ラ之行ハネバナライヌコトナルノデアアル」と、止めを刺すことも忘れなかった。

日本は幣原喜重郎が首相となり体勢を立て直して対処する。松本丞治国務相が示した私案は「天皇ハ軍ヲ統帥ス……」(第11条)、「天皇ハ帝国議會ノ協賛ヲ以テ戦ヲ宣シ和ヲ講ズ」のように、GHQの絶大な権力を認めつつも、「主権」はあくまでも日本が保持するようにはしていた。

自分の意図を反映していないとみた元帥は、マッカーサー・ノートとして知られる3項目、
● 皇位の世襲・天皇の職務は国民意志による

● 主権の発動としての戦争放棄・陸海空軍及び交戦権の不保持
● 封建制度の廃止・華族は一代限り

を示して、下僚に憲法草案の起草を命じる。

至短期間で書き上げた米側草案を吉田茂外務大臣の官邸で示すが、検討に与えられた時間は30分でしかなかった。また、この時、米軍機が爆音をとどろかせて通過し、休憩を終えた米側は、外で太陽エネルギーを浴びてきたと発言する。

米軍機と太陽エネルギーは、都市無差別爆撃と第3の原爆を思わせる。心理作戦であった。さらに場合によっては、天皇の安全を保証できない旨も匂わせるなど、日本側は脅迫の下に置かれたのである。

マッカーサーは「どんなによい憲法でも、日本人の胸許に銃剣をつきつけて受諾させた憲法は、銃剣がその場にどどまっているあいだだけしか保たない」というのが自分の確信だ。占領軍が撤退し、日本人の思い通りになる状況が生まれたとたんに、彼らは押しつけられた諸観念から独立し、自己を主張したいという目的だけのためにも、無理強いされた憲法を捨て去ろうとするだろう。これほど確かなことはない」と語っており、どこまでも確信的行動であったことを示している。

元帥は日本の占領行政を任せられたとはいえ、自分の強権力が滲み出るような形を好まなかったし、プライドも許

さなかつた。そこで『回想録』では、戦争放棄条項を提言したのは幣原首相であったとしている。

そうであればこそ、元帥は自分の指示で「主権を放棄させた」ことが明らかになれば、言行に不一致がでる。それを許さないためにも検閲を行わねばならなかつた。

「合理的な過程」をとるように指示しながら、また、言論の自由を尊重する米国でありながら、現実には検閲で言論を封ずるという、大きな矛盾にも逢着していたのである。

元帥の甥・二世大使の謝罪

アイゼンハワー大統領によって駐日大使に指名されたダグラス・マッカーサー二世は、欧州連合軍最高司令部(SHAPPE) 外交顧問として総司令官であるアイゼンハワーを補佐し、その知遇を得ていた。

2016年11月号の月刊誌『WILL』は、マッカーサー二世大使の「マッカーサー元帥の非礼を許して下さい」という一文を掲載した。

大使が昭和35(1960)年2月9日に汎洋婦人友好会理事長であった山野千枝子女史ら7人と会見した内容を、同席した故蜂須賀年子女史が記録した手記である。

大使は米占領政策の誤りを3点指摘

し、伯父の元帥に代わって「日本国民に心からお詫びする」と述べ、さらに「日本は速やかに改憲に着手すべきである」と勧告していた。

大使は元帥の甥であったので、「米国の占領政策の失敗」の話もざっくりばらんにできたのであるが、元帥自身がこの会見に先立つ5年前、常宿にしていた米国のホテルに重光葵元外相を迎え、「東京裁判は失敗であった」と悔やんでいたこと、また「無理強いされた憲法は捨て去ろうとするだろう」という元帥の思いを知っていたこともあり、占領政策を正面から批判することができたに違いない。

大使は、失敗の第1は日本に「米国民民主主義」を持ちこんだこと、第2は日本の歴史と伝統を無視して「人間天皇宣言」を行わせたこと、そして第3は主権在民の「占領憲法」を強制したことであると説明したという。

言うまでもなく、日本には日本流の民主主義があり、聖徳太子が定めたと言われる「十七条の憲法」や、明治になつてからの「五箇条の御誓文」、そして明治欽定憲法があつた。

日本流の民主主義は、選挙で元首(日本では象徴天皇)を選ぶ共和制でも、またすべてを多数決で一意的に決める近代的政治技術でもないが、万世

権力者に引きずられず、自然発生的な中心が存在したことが、日本を国家としてまとめたい要因であつた。

日本に僅かしか滞在しなかつたヘレン・ミアーズ(アメリカの鏡・日本の著者)は、日本人は綺麗好きで、列車には順番に乗るなど、どこへ行っても統制のとれた姿を発見する。そして何か目に見えない大きな力が働いていると述懐している。これこそが、天皇を中心とする日本流の民主主義であつたのだ。

第2の人間天皇宣言とも関連するが、大使は米国流の民主主義が日本に持ち込まれたために「日本国民は心のよりどころを失ってしまった」と述べ、「米国の日本研究が足りなかつた」とも言ったが、その後、繰り返された文化摩擦などを見ても、アメリカ流の民主主義以外は想像できないように思われる。

大使による「憲法改正の契機」

米国は諸民族の移民で成り立つており、全く異なつた国で生まれ育つた人々の意見を吸い上げ統合するため、言論によるダイアログと過半数で問題を決する技術的方法が発達したと言えよう。

しかし、日本には2600年以上の歴史と、その間に培われた合意の在り

方については、以心伝心や阿吽の呼吸の伝統があり、多数決原理も言葉も必要なくいらいであった。

第3に大使は、主権在民について述べ、「自分一人のことしか考えない利己主義に走り、自分だけの偏狭な考えを正しいものと信じて押し通していかなければ、生きて行かれないことになり、国家もなければ、天皇もない、そして他人も信じるのできぬという不安な状態に陥ってしまった」と嘆く。

さらに続けて、「国民は個々に頼るより仕方がなくなってしまった」と述べ、核家族化して、日本が日本でなくなっていくさまを見て「かえすがえすも残念なこと」と謝罪し、同時に「米國でも大変心配しているのです」とも語っている。

大使は、米國流で（日本）國がまると思つて、よかれと思つてやったが「統合をバラバラにしてしまうという不思議な反対現象が起こるものであることを初めて知つて驚いた」と率直に表明し、また「今日ではお詫びをしてもはやどうにもならぬ状態になつてしまいました」と諦観したという。

ただ、大使の考えと異なり、元帥には憲法を制定し、東京裁判をやつて、日本が再び米國に刃向かうことがないように、ばらばらにしたいという意志が占領時代に働いていたことは確かである。

しかし、占領が進むと同時に日本人が示した心に、元帥の考えが変わつたことは確かであろう。

大使は「日本の皆さんが一日も速やかに現在の占領憲法をとりかえて、日本の輝かしい伝統のもとに立ちかえつて、再出発して頂くことです」と願望を述べている。

大使の発言にすぎりた山野女史たちは「二三の政策が間違つていたというのを全國民に知らせ、天皇制の復元や憲法の改正を実現するきっかけにしたいから、アメリカの日本政策は間違つていたという何らかのメッセージを頂けないでしょうか」と懇願した。

大使は「日本は既に独立した国だから、（依頼のようなことをすると）日本への内政干渉として非難されるでしょう」と丁寧に断り、逆に「皆さんや心ある方々が立ち上がつて、一日も早くGHQの押しつけ憲法を捨てて、日本の歴史と伝統に合った憲法を制定して昔の姿に回復して下さい」と回答するのが精いっぱいだったとされる。

家庭を崩壊させた現憲法

家長を中心とした家族制度についても、封建的で個人の自由、中でも女性の自由が制約されているとみた。こうして、憲法24条で、結婚・離婚などが家族の問題から完全に切り離されて、

2人だけの自由意思と、両性の平等のみが尊重されるようにした。

もう一つは女性の社会進出である。かつての日本は「夫が外で働き、妻が家庭で子育て家事を担う」という役割分担が色濃く、専業主婦世帯が共働き世帯を上回っていた。しかし、1986年の男女雇用機会均等法の施行、1999年の男女共同参画社会基本法が施行されて、女性の社会進出が大きく進んだ。

女性の社会進出度合いが、時折比率ランキングで示される。例えば列国議会同盟（IPU）が2016年2月発表した下院の女性議員比率ランキングでは、日本の女性衆議院議員の比率は9.5%で、191カ国中の156位である。また、経済協力開発機構（OECD）加盟34カ国では最下位である。

下院議員という一分野の比率で、女性の社会進出を十分に反映しているとは言いが、女性の社会進出が遅れている、もっと進捗を！というメッセージにはなり得る。

ただ、ほとんどの国では法律であらかじめ性別比率を定め、あるいは政党が自発的に定めるクォータ制を採用している。OECDでクォータ制でないのは、日本を含む6カ国（フィンランド、デンマーク、ニュージーランド、米國、スロバキア）だけである。

女性の社会進出を進めることが、國家の健全性を維持する唯一の方策であるとはかりは言えないのではなからうか。過去の例から見ても、別の視点がどのように思えてならない。

一時、専業主婦は社会進出できる能力がないという見方もあったように仄聞したが、偏見であったことは言うまでもない。専業主婦こそが家庭運営の中心であり、多様な能力が必要であることが分かる。

日常の衣食住は言うに及ばず、出産、情操を含めた育児、社会生活を含めた学童の人間教育、病気の看護、そして在宅老人の介護など、人生で練り広げられるすべての事象に関わる大任を果たしていた。

大変な負担がかかっていたことは確かであろうし、今、明日的視点ではロボットの導入や専業主夫への改変もあろうが、社会進出した女性以上に喜怒哀楽に満ちたものであり、常時、生活の知恵を働かす最高の人生であると信じて過言ではない。

他方で、共働きしながらお互いの生活スタイルを変えずにエンジョイするために子供はつくらないという、今風なエリート（DINKS = Double Income No Kids）も多い（AERA 2016年8月8日号）ようである。言うまでもなく、夫婦2人だけの家族

は途切れ、無に帰してしまふ。その前に老後は、他の家庭が苦勞して育てた子供に介護などの面倒を見てもらうことになる。思考力も兼ね備えたエリートであるならば、個人的視点を脱却して、より大きな国家的視点で物事を考えてほしいものである。そして、夫婦の前後世代が共に暮らす3世代同居こそが、望ましいという理解に至るのではないだろうか。

戦前の日本では子供の面倒も、老人の介護も自宅中心で行つてきた。孫は老人から社会の知恵を吸収して育ち、老人は孫から元氣を得て老人ホームのような味気ない所に行かずに済んだ。

おわりに
ジェイソン・モーガンという米国人学者がいる。現憲法について「アメリカの（日本）支配計画書であり、ただの不平等条約ですよ。現在までこの憲法が続いているという事実は、率直に言つて『日本の恥』です」と語り、「この憲法を捨てない限り、『戦後』は永遠に終わりません」と忠告する（『WILL』2016年11月号）。

日本は現憲法を与えられた時から、「主権」意識を喪失した。軍隊の不保持と自衛権・交戦権の放棄の第9条を「非戦条項」や「平和条項」と呼び、その憲法を「平和憲法」と詐称した。

そして、憲法を守つておれば、他国が攻めてくるはずがないとして、「自分の国は自分で守る」ということさえ忘却した。

こうして、日本の領土に侵入され、数百人とも言われる日本人が隣国に連れ去られた事実が明確になった今日でも、主権を放棄している日本は取り返すことができない。これが米国であれば、いざどんな小さな国でも、戦争になることを覚悟してでも取り返す努力をするに違いない。

こうした考えは、日本人の中でも存在する。自衛隊が国土・国民を守ると信じ、その一翼を担う榮譽に預かりたいと考えて入隊した隊員もいる（荒木和博・荒谷卓ほか「自衛隊幻想」、伊藤祐靖「国のために死ぬるか」）。

しかし、現実の自衛隊は政治主導（シブリアン・コントロール）の下にあり、政治は自衛隊に拉致家族の奪還を求めていないし、現憲法が存続する限り、外交による以外は永遠に取り返せない。

政府は「国際法上、一般的には、（自衛隊は）軍隊として取り扱われる」とする答弁書を決定した（産経新聞平成27年4月4日付）。これは、国際社会が「自衛隊」や「自衛官」の概念を理解できないため、外国は自衛隊を「軍隊」、自衛官を「軍人」と見なし

て対処しているというだけのことで、日本自体がそのように扱っているということではない。

軍隊は予測しない兵器や戦法、つまり想定外への対応が常に求められる。そこで、最小限の禁止事項（ネガティブ・リスト）だけを示し、指揮官に柔軟対応の余地を与えるが、自衛隊ではやつてよい事項（ポジティブ・リスト）を示し、それ以外は指揮官に積極意図があつても対応できない。

カンボジアPKOでは当初「道路・橋梁の修復」の一任務であつたため、国連視察団への給食や負傷者の救助依頼などに対応できなかった。対応能力を有する隊員たちは「何のためにきたのか」と切齒扼腕する。現地指揮官から意見具申や要望などの形で防衛庁（当時）、日本政府、さらには国連当局へと上がり調整して、最終的には9任務に拡大したのがいい例である。

訓練や演習では想定外は対処しないでも済むが、非常時においては想定外でも、「回避する」ことも含めた即時の決心が求められる。回避では任務の遂行ができない、最悪の場合は全滅につながるという場合はどうするか。こうしたことが、ポジティブ・リストの任務付与では解決できない。

昨年の国会で最大の問題となつた集団的自衛権も、まともに行使できない

状況に置かれており、ライフ・ラインの安全確保どころか、国土防衛すら軍隊でない自衛隊では覚つかないというのは言いすぎであろうか。

有事において国土や国民を守る自衛隊は、「政治」主導の下にある。その政治を動かすのは「国民」である。家族の再興、拉致家族の救出、そして国土防衛の成否も、ほかならぬ国民の一人である「自分」にかかつているのだという自覚が、今ほど求められている時はない。

その自覚を与えるのが本来は「憲法」であるが、現憲法はその任を果たしていない。最大の不備である。

広告目次

(株) セレモア	表紙3
(株) 東京都民互助会	表紙3
ローレルバンクマシン(株)	表紙4
須藤 石材(株)	43
(株) 武蔵富装	55
信和株式会社	55
(株) 和泉家石材店	56

本誌へ広告掲載をご希望の方は、事務局へご用命下さい。